

滋 下 水 第 8 号
令和 5 年 (2023 年) 1 月 23 日

滋賀県下水道審議会 会長 様

滋賀県知事 三日月 大造



滋賀県琵琶湖流域下水道事業経営戦略の見直しについて (諮問)

滋賀県琵琶湖流域下水道事業経営戦略は、平成 31 年 3 月に策定し、計画期間を平成 31 年度 (2019 年度) から令和 10 年度 (2028 年度) までの 10 年間としたところです。

今後の人口減少等による収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新需要の増大が見込まれる中、将来にわたって安定的に事業を継続していくための基本計画である経営戦略についていかにあるべきか、滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例 (平成 30 年 12 月 28 日滋賀県条例第 43 号) 第 21 条第 2 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。